参　与　　おはようございます。
委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、農作業、農繁期の大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
それでは、定刻になりましたので、ただいまから第１２回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
本日の総会でございますけれども、大仙市では５月１日からクールビズを実施してございます。職員全員ではございませんけれども、ノーネクタイで臨んでございますので、どうかご了解願います。

（午前９時３０分　開会）

参　与　　それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が７番、信田浩則委員、１４番、判田勝補委員、１６番、三浦功委員、２１番、齋藤久人委員の４名の方から提出されてございます。ただいまの出席者は２０名となってございます。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から４月１１日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付してございます平成３０年５月総会までの業務報告書をごらん願います。
４月１１日、第１１回農業委員会総会を委員２０名及び最適化推進委員３１名の出席をいただき神岡農村環境改善センターにて開催してございます。
４月１２日でございますが、平成３０年度全国情報会議が東京都、椿山荘オリオンにて開催され、細谷会長が出席しております。
４月１７日には、大仙市農業再生協議会幹事会が大曲庁舎３階大会議室で開催され、事務局長の私が出席してございます。
４月１８日、農業者年金業務初任者研修会が秋田県ＪＡビルで開催され、事務局が参加しております。
４月２３日、第１回県南地区農業委員会会長会総会を大曲プラザたつみにて開催し、会長及び事務局が参加しております。
同じく２３日に、農業委員会職員農地事務初任者研修会が秋田市文化会館にて開催され、事務局が参加してございます。
４月２５日、農用地利用調整会議を神岡支所において開催し、会長及び推進委員１０名の参加をいただいてございます。
同じく２５日に、秋田県農業会議第２５回常設審議会が秋田市のパークホテルで開催され、会長及び事務局が参加しております。
以上が業務報告でございます。
それと今回、会議に入る前に配付資料の訂正をお願いいたします。お配りしている資料の総会議案ナンバー２と書いた冊子のほう、８５ページをお開き願います。
右側のほうに、１０アール当たりの単価に○○○と記載されてございますけれども、利用権設定の使用貸借の案件でございますので、これを削除願います。
訂正しておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

議　長　　本日の会議を開催します。
　初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
　　（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、２３番、佐藤吉男委員、１番、菅原廣太郎委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
　　平成３０年５月９日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第１号１番及び２番の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
　本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。
　１ページ、１番及び２番につきまして、関連がございますので続けてご説明いたします。
　初めに１番ですが、売買による所有権の移転で、農地の所在が、川目○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○です。
　譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
　次に、２番ですが、これも売買による所有権移転で、農地の所在が、川目○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
　譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○の○○○○○○です。
　こちら２件の農地の譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
　申請理由といたしましては、１番の○○○○は、高齢化による兼業縮小のため作業委託しておりました○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が買い受けに応じたものでございます。
　２番の○○○○につきましては、○○○に住んでおり帰る見込みもないことから、委託しておりました○○○○に売買の相談をしたところ、こちらも買い受けに応じたものでございます。売買価格につきましては、１番が１０アール当たり○○○○○○○○○○、総額で○○○○。２番が１０アール当たり○○○○○○○○○○、総額で○○○○となっております。
　価格につきましては、当該地は大曲西道路飯田インターチェンジから南に２００メートルほどに位置した都市計画区域の用途区域内の農地であることから、通常より高目の価格であると伺っております。
　以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
　質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　議案第１号１番及び２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号１番及び２番の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第１号３番から２６番の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与

１ページ、３番についてご説明いたします。
売買による所有権の移転で、農地の所在が、藤木○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしましては、○○○○は長年、○○○○に作業委託してきましたが、農業廃止を考え○○○○に売買の商談をしたところ、○○○○がこれに応じたものでございます。売買価格は、１０アール当たり○○○○○○○○○○、総額では○○○○となっております。

次に、１４ページから１５ページ、１３番から１６番をごらんください。関連がありますので、一括で説明いたします。
１３番です。
新規の賃貸借権の設定です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○。賃貸借権を設定する農地が、協和峰吉川○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
賃借料は、１０アール当たり○○○○○○です。
１４番から１６番は、新規の使用貸借権の設定です。
１４番です。
貸付人は、１３番と同じく○○○○○。使用貸借権を設定する農地が、協和峰吉川○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○です。
１５番です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。使用貸借権を設定する農地が、協和峰吉川○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○です。
１６番です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。使用貸借権を設定する農地が、協和峰吉川○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○ほか畑１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
設定期間は、４案件とも１０年です。
以上４案件の借受人は全て○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○です。
４月総会でもご説明申し上げたとおり、○○○○は夫とともに、この春から新規就農者として活動しており、経営規模拡大を図るため農地を借り受けるものです。

議案第１号について、ただいま説明いたしました５件のほかに、有償の所有権移転２件、無償所有権移転が５件、賃貸借の設定の新規３件、使用貸借権設定の新規が３件、同様に更新が６件ございます。

２３ページから２６ページの農地法第３条の調査書をごらんください。
農地法第３条第２項の各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えてございます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号３番から２６番の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年５月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２５ページ、１番について説明いたします。
位置図及び配置図は、資料１ページ及び２ページです。
太陽光発電ソーラーパネル設置のための転用です。
転用する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○、１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。
２番の借受人、３番の譲受人は、どちらも○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。
転用目的は、２番が飼料置き場、３番が牛舎となっております。
申請理由といたしましては、○○○○○○は現在、肉用牛肥育の経営を行っていますが、経営規模の拡大のため、いずれも現在使用している牛舎の隣接地に、２番の案件につきましては、父より農地を借り受け飼料置き場用のパイプハウスを設置するもので、３番の案件につきましては、当該地を買い受けパイプハウスの牛舎を設置するものであります。
なお、３番の農地の売買価格は総額○○○○、１平方メートル当たり○○○となっております。
転用の許可基準における立地基準につきましては、２番、３番ともおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分いたしましたが、農地法法令第４条第２項第２号に申請に係る農地を農業用施設、農業畜産物加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設であることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号の許可要件に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、２６ページ、４番を説明します。
資料は６ページ、７ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するもので、農地の所在が、下鶯野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○ほか１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○

続きまして、６番をごらんください。
位置図及び配置図につきましては、資料１０ページ及び１１ページをごらんください。
転用する農地は、払田○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○１筆です。
売買による所有権移転で、事務所設置及び駐車場造成のための転用です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
理由といたしまして、○○○○○○は防水工事業を営んでおり、これまで申請隣接地の宅地に事務所を設置しておりました。しかし、市外から転入して来る際にこの宅地に自宅を新築したことにより、新たな事務所及び駐車場用地が必要となったため、申請地を買い受け事業用地として使用するものです。売買価格は総額○○○○で、１平米当たりに割り返しますと○○○○○○となります。
なお、農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４号により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、この案件は、２月７日開催の第８回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございますが、計画者が○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○から○○○○個人へ変更になっております。
また、本日総会を欠席されておりますが、担当委員である齋藤久人委員からは、現地を確認いただき問題ない旨の意見をいただいております。

２７ページ、７番を説明いたします。
位置図及び平面図は、資料１２ページから１３ページです。
一般住宅建築のための転用です。
転用する農地が、大仙市太田町横沢○○○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
転用理由は、借受人は現在、借家に住居しており、住宅新築のため妻の父より申請地を無償で借り受け、住宅を新築するものです。
農地転用の許可基準における立地基準につきまして、当該地は周辺に農村勤労福祉センターや農業振興情報センターといった公共施設があり、また、住宅化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している程度に達している区域に隣接しており、その規模がおおむね１０ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４号、土地の周辺の地域における居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に隣接して設置されるものに該当することから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたします。
また、一般基準におきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可基準を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

黒川委員　　１９番、黒川です。
先月の２７日、現場を見てきました。特に問題はないと思います。そのままの状態では問題ないということを確認しました。
よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
案件２番及び３番についてお願いします。

菅原委員　　１番、菅原です。
先日、現地確認してまいりました。事務局から説明があったように、特別問題はないと見てまいりました。現在使用されている施設とどちらも隣接されている農地でありまして、問題ないと見てきましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。
案件４番についてお願いします。

玉井委員　　１１番、玉井です。
４月２６日に現地確認してきました。事務局の説明のとおり問題がありませんので、よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
案件５番についてお願いします。

茂木委員　　３番、茂木です。
４月２３日、推進委員の橋本さんと一緒に現地確認をしてきました。事務局の説明のとおり何ら問題はありません。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
案件７番についてお願いします。

長澤委員　　２２番、長澤です。
先月、事務局と現地確認してまいりました。ごらんのとおり住宅と住宅の間に建てるわけでございまして、何ら問題なかろうかと思います。よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３０年５月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第３号２０番及び２１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、伊藤委員の退席を求めます。
（○○　○○○○○　退席）

参　与

議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
３６ページの２０番及び２１番につきまして、続けてご説明いたします。
２０番の利用権を設定する農用地は、大仙市内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○でございます。
利用権を設定する者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
続きまして、２１番の利用権を設定する農用地が、大仙市角間川町○○○○○○○○○○○、現況、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか３筆、合計４筆の合計面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
両案件の利用権の設定を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、認定農業者でございます。
申請理由といたしましては、○○○○と○○○○のいずれも農業廃止するため、今回、中間管理事業を活用する予定になっております。当該地につきましては、農業振興地域外、いわゆる河川区域内の圃場であることから、相対による利用権の契約となったものでございます。
契約期間は１０年、また、賃借料につきましては、河川区域内の圃場であることから１０アール当たり○○○○○○となっております。
ただいまご説明申し上げました２０番、２１番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２０番及び２１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２０番及び２１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　議案第３号２２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認

について」を議題とします。
本案は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

２２番につきましてご説明いたします。３７ページをごらんください。
利用権の設定の期間満了に伴う更新でございます。
利用権を更新する農用地が、田９筆の○○○○○○○○○○○○で、期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○となっております。
一応ご説明申し上げましたが、２２番につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２２番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　議案第３号２３番及び２４番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

初めに、３８ページ、２３番を説明します。
利用権を設定する農地が、豊川○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか５筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
理由は、○○○○は申請地をアスパラガスの生産に利用しており、株の更新時期を迎えましたが、労力不足により更新しないこととしたため、新たに利用権を設定するものであります。
設定期間は７年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。

次に、２４番を説明します。
利用権設定期間の満了に伴う更新です。
利用権を設定する農地は、田１筆、面積○○○○○○○○○○○○で、設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○となっております。

以上２案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２３番及び２４番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２３番及び２４番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号２５番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退場）

参　与

３８ページから３９ページ、２５番をごらんください。
利用権設定期間の満了に伴う更新案件です。
利用権を更新したい農地は、田６筆、面積○○○○○○○○○○○○で、期間は２年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○です。
なお、本案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると思われます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２５番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２５番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号２６番から３０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積

計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○の退席を求めます。
（○○○　退場）

参　与

３９ページから４２ページ、２６番から３０番の説明をいたします。
３９ページから４０ページの２６番から２９番については、新規の利用権設定です。
３９ページ、２６番。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、４９歳です。
同じく２７番。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７６歳です。
４０ページ、２８番。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、５３歳です。
同じく２９番。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田７筆、計８筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、７０歳です。
２６番から２９番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６９歳です。
申請理由といたしまして、２６番から２９番の農地は同じ方が耕作しておりましたが、耕作者死亡により返還されたため、近隣を耕作している○○○と新たに契約するものです。
４件とも設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○となっております。

次に、４１ページから４２ページ、３０番。
利用権設定期間の満了による更新です。
利用権を設定する農地は、田１８筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○で、設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○となっております。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２６番から３０番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２６番から３０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○の入場を求めます。

（○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号１番から１９番及び３１番から２５５番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２８ページ、２番について説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６２歳。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、７５歳です。
理由といたしまして、当該農地は利用権設定より以前から○○○○○○○が耕作しておりました。所有者である○○○○○は、この１筆しか田を所有しておらず、今後も農業経営をする意思がないことから農地の売却を考えていました。そこで、耕作者である○○○○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○○がこれに応じてくれたものです。
売買価格は総額で○○○○、１０アール当たりに換算しますと○○○○○○○○○○○になります。売買単価が低くなっておりますが、○○○○○と○○○○○○○は親類であり、また、昔から同農地を耕作してもらっていたということで、この金額で合意したものであります。

３１ページ、８番、９番を関連がありますので一括して説明します。
初めに、８番の所有権を移転する農地は、長野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。売買価格は１０アール当たり○○○○、総額○○○○○○○○○○○となっております。
次に、９番の所有権を移転する農地は、長野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、前件と同じく○○○○○○○です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。売買価格は総額○○○○、１０アール当たり換算で○○○○○○○○○○○○となっております。
売買理由は、○○○○○○○が生活資金捻出のため農地を処分することとし、隣接を耕作している両者に売買を申し出たところ、合意に至ったものであります。
総会資料１４ページから１６ページに図面を掲載しておりますので、１６ページの図面をごらん願います。
９番の売買価格が高額になっている理由についてでありますが、申請理由が生活資金の捻出であること、申請地が○○○○○○○の自宅に近接していること、また、隣接する○○○○○及び○○○○○台の農地が○○○○○○○の所有地であり、申請地を取得することにより一団の農地となることなどから、今後の利便性、有用性を考慮し、総額○○○○の価格で合意に至ったものであります。

３３ページ、１２番をごらんください。
所有権を移転する農地が、協和峰吉川○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計３筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、譲受け希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申し出理由といたしまして、○○○○は現在、県外に居住しており耕作不便であることから、近隣を耕作する○○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○○がこれに応じたものです。
売買価格は総額○○○○で、１０アール当たりに割り返しますと○○○○○○○○○○○になります。なお、１０アール当たりの売買単価が低くなっておりますが、○○○○○が農地の処分を強く望んでお

り、また、○○○○が作業委託により当該農地を耕作していたため、両者の話し合いの結果、この価格となったものです。

続きまして、１３番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市高梨○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７４歳。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、４０歳、認定農業者の方です。売買価格は総額○○○で、１０アール当たり単価は○○○○○○○○○となります。
理由といたしまして、○○○○○○○は遠方に住んでいるため、この農地を耕作できず、これからも耕作する意思がないこと、自分が生きているうちに農地を処分してしまいたいことから、このたびの売買になりました。また、売買金額が著しく低いのですが、当該農地は宅地に囲まれた狭い農地であり、耕作できる人も限られてくることから双方納得の上、合意となりました。

続きまして、７２ページ、９１番、９２番について関連がありますので一括で説明いたします。
こちらも新規の利用権設定です。
９１番。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計面積○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８０歳です。
９２番。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計面積○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、９１番と同住所の○○○○○、８５歳です。
利用権の設定を受ける方は、両案件とも○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６４歳、認定農業者の方です。
申請申し出理由といたしまして、○○○○はこれまで同農地をみずから耕作しておりましたが、高齢になり耕作が困難になってきたので、近隣を耕作している○○○○に利用権設定の申し出をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
両案件とも期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○が○○○で、○○が○○○○○○となっております。
○○の単価が低くなっておりますが、これにつきましては資料の１７ページ、１８ページをごらん願います。１７ページが位置図で１８ページが詳細図になっております。資料をごらんいただければおわかりになると思いますが、この農地は道路と道路の間に挟まれた不整形な農地であり、耕作不便のため単価が低く設定されているものです。
なお、９２番の農地の１筆が○○○○○○○の内になっておりますが、これはこの土地の一部を所有者である○○○○が畑として使用しているため、内番での契約となっているものであります。

続きまして、議案書ナンバー２の８５ページ、８６ページの１１１番を説明いたします。
利用権を設定する農用地は、土川○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田１３筆、合計○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、６８歳です。利用権の設定を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
申請理由は、○○○○○○が体調を崩し、ことしの作付を諦めていたところ、近隣を耕作する○○○○○○○○○○○○が借り受けすることになったものです。
急な契約となったため準備が間に合わず、苗を購入するため使用貸借の契約として期間は１年となっております。

１０１ページから１０２ページ、１３９番から１４２番を説明します。

初めに、１３９番の利用権を設定する農地が、栗沢○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○ほか２筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
設定期間は、既存契約の終期と合わせるため６年８カ月となっております。

次に、１４０番の利用権を設定する農地が、豊岡○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか１筆、合計○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○です。
設定期間は、１０年となっております。

次に、１４１番の利用権を設定する農地が、豊岡○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、ほか３名。利用権の設定を受ける方は、前件と同じく○○○○○○○○○○○○○○○○です。
設定期間は、１０年となっております。

次に、１４２番の利用権を設定する農地が、豊岡○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方及び利用権の設定を受ける方は、前件と同じであります。
設定期間は、１０年となっております。

以上、４案件ともに使用貸借により貸し付けるものでありますが、いずれも労力不足、遠方在住により自己保全管理としていた農地であり、管理していただけるのであれば使用貸借でよいということで合意に至ったものであります。

続きまして、１４６ページ、２１１番から２５５番までを説明します。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
案件の詳細については、農地中間管理事業秋田県農業公社借り受け案件という別冊を作成しておりますので、そちらをごらん願います。内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますのでご了承願います。
利用権を設定する農地は、２１１番の大仙市高関上郷○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田３４９筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑４５筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、合計３９５筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、２１１番の○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、ほか４４名で、地域農業への集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。
設定期間は、全て１０年２カ月となっております。これは、秋田県の農用地利用配分計画により農地中間管理機構から借り入れ予定者に利用権設定されることになり、公告日までの差を考慮するため、この単価となっております。
１０アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から○○○○○○○○○○と幅があり、畑につきましてはほとんどが使用貸借となっておりますが、一部で一緒に貸す田と同額になっているところもあります。
なお、１件ごとの詳細につきましては議案書の別冊をご確認いただきますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番から１９番及び３１番から２５５番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番から１９番及び３１番から２５５番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　ここで、暫時休憩したいと思います。
（午前１０時３５分　休憩）

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
（午前１０時４５分　再開）

議　長　　報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったのでこれを報告する。
平成３０年５月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

議案書ナンバー２の１４７ページをごらん願います。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市豊岡字二本木５１番地、ナチュラルファームサカモト株式会社、代表取締役、坂本高利。
２番、大仙市清水字金鐙２０番地、農事組合法人金鐙、代表理事、畠山桂数。
３番、大仙市協和稲沢字垣ノ根２１番地１、農事組合法人稲沢生産組合、代表理事、茂木靖雄。
以上、３法人からの報告がありました。
詳細につきましては、１４８ページ以降をごらん願います。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の日程全て終了しました。
そのほか、事務局から何かありませんか。

参　与　　事務局太田です。
先ほど冒頭に会長の挨拶でもございましたけれども、６月２７、２８日に視察研修を予定しております。場所は前にもお話ししましたとおり、青森県の三沢市様にお邪魔する予定でございます。三沢市さんのほうにもご連絡いたしまして、快諾いただいております。

今、行く日程といいますか、道筋ですとか寄る場所ですとか、ちょっと詳細を詰めているところでございますので、６月総会までには皆様方に通知差し上げたいと思いますので、何とぞご参加していただきますようよろしくお願いいたします。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員　　４番、伊藤でございます。
先般、うちの母が先月の９日、不幸に際しまして、９２歳で生涯を終えました。農業委員会並びに農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様方から霊前にはお香典並びに供物等を賜りまして、ご奉仕のほどまことにありがたく、生前の厚情に感謝を申し上げるとともに、厚く御礼を申し上げます。
今後、私ども家族一同は力を合わせていきたいと思いますので、どうか皆様方のご協力とご指導をお願いします。ありがとうございました。

議　長　　ありがとうございました。
足達委員。

足達委員　　そのままで、事務局へちょっとお願いですけれども、前回、総会のときに資料で地区別の案件処理状況という横長の資料があったわけですけれども、ご承知のとおり１年間の旧市町村ごとの案件の状況です。せっかく難儀して作ったのに説明がなかったので、私の中では当然いろいろなことで読み取ることができることもあると思いますので、ぜひ次回の総会で処理状況について担当のコメント等も含めて説明いただければなと思います。
目標もありますけれど、どのような形で旧町村ごとに状況わかりますので、いろいろとこの後の参考になると思いますので、次回ご協議いただければと思います。

参　与　　ご指摘のとおり、前回、時間の関係でちょっとはしょった面がございまして、省略させていただきましたけれども、今、足達委員のご指摘のとおり次回の総会時に改めてご説明申し上げるつもりでおりますので、よろしくお願いします。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第１２回大仙市農業委員会総会を閉会します。

議　長　　本日はご苦労さまでした。

（午前１０時４５分　閉会）